決　議（案）

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取組を計画的かつ円滑に進めることは極めて重要である。

しかしながら欧米はおろか、アジアの主要都市と比較しても我が国の無電柱化割合は著しく低く、災害による電柱の倒壊に伴う救援救助活動等への影響や、通学児童のいたましい交通事故、また、地域の人々の誇りや観光資源となる自然や祭りなどの景観の阻害などから、無電柱化に対する地域の要望は非常に強いものとなっている。

こうした中、本会が強く要望していた無電柱化の推進に関する法律が平成二十八年十二月に成立・施行され、令和三年五月には無電柱化推進計画が策定された。また、令和四年四月には関係省庁において「新設電柱の抑制に向けた対応方策」がとりまとめられている。さらに、電気事業法改正により令和五年度から始まったレベニューキャップ制度において各電力会社の事業計画に無電柱化が明確に位置付けられた。

これらを受け、我々は、市区町村無電柱化推進計画を定めるよう努め、必要に応じ、条例の制定を検討するとともに、道路法第三十七条や無電柱化推進法第十二条を活用した新設電柱の占用禁止及び設置抑制に取り組んでいくこととする。

政府や国の機関に対しては、電柱がないことが当たり前という社会の実現に向けた国民の意識醸成に努め、次に掲げる事項を求める。

一　資材価格の高騰や賃金水準の上昇等現下の厳しい状況でも、国家的な重要プロジェクトである無電柱化を着実に推進するため、道路関係予算を拡大した上で、所要額を満額確保すること。

一　無電柱化を総合的、計画的かつ迅速に推進するため、新たな無電柱化推進計画に基づき、事業の確実な実施と必要な予算を確保すること。特に、電柱倒壊の危険度が高い市街地の緊急輸送道路の無電柱化を推進するため「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を明確に位置付け計画的に事業を推進するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保して、継続的に取り組むこと。

一　大雪等異常気象時の大規模停電の発生を防止するための無電柱化について、電線管理者が主体的に実施すること。

一　市区町村無電柱化推進計画の策定に対し技術的・財政的な支援を行うとともに、計画に位置づけられた無電柱化事業に対し、財政的な重点支援を行うこと。

一　新設電柱の抑制、発注方式の工夫など事業のスピードアップを図る手法の確立について、関係省庁が連携し取り組むこと。

一　電線管理者と連携し、小型ボックス等の活用や直接埋設工法など低コスト手法の導入を進めるほか、地上配線の実現可能性調査・検討を行い、無電柱化に要するコストを大幅に縮減すること。

一　緊急輸送道路における既設電柱について、関係機関が連携・先導し、早期に占用制限を開始すること。

一　電線管理者が道路事業等にあわせて行う単独地中化について、電線管理者と道路管理者が協力して実施する体制を整えるとともに、電線管理者が自ら行う単独地中化に係わる財源が着実に確保されるよう、適切な措置を講じること。

右、決議する。

令和五年六月八日　「無電柱化を推進する市区町村長の会」令和五年度定期総会